



曾根崎交通安全協会  
 曾根崎自家用自動車部会  
 〒530-0027  
 大阪市北区堂山町1-5  
 三共梅田ビル6階611号室  
 TEL (06) 6315 - 8505  
 FAX (06) 6315 - 8506  
 制作・印刷 (株)タップハウス

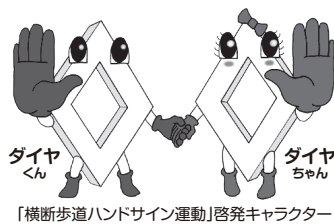
# 秋の全国交通安全運動

実施期間：令和5年9月21日(木)～9月30日(土)までの10日間

## 全国重点 (重点として定めた趣旨・背景について)

### ○ こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- 交通事故死者数のうち、歩行中の割合が最も高い
- 歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断や信号無視等の法令違反が認められる。
- 幼児・児童の死者・重傷者は歩行中の割合が高い。
- 歩行中児童の死者・重傷者の通行目的では登下校が4割を占め道路において子供が危険にさらされている。
- 歩行中の死者の内、高齢者の占める割合が高い。



### ○ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転の根絶

- 例年、秋口以降は、日の入りが早く、夕暮れ時や夜間に重大交通事故が多発している。
- 交通死亡事故の第一当事者（責任が重い）の多くは自動車で、歩行者の死亡事故の多くが道路横断中に発生している。
- 飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として発生している。
- 妨害運転（あおり運転）等の悪質・危険な運転による交通事故が後を絶たない。



### ○ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車乗車中の交通事故者数は減少傾向にある一方で、自転車関連事故件数は2年連続で増加し、全事故に占める自転車関連事故の割合も増加傾向にある。
- 自転車乗車中の交通事故死傷者数のうち、10歳から25歳未満の若年層の割合が高い。
- 自転車乗車中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。また、自転車乗用中死者の人身損傷主部位は頭部が半数以上となっている。
- 自転車乗用中の死亡事故では、自転車側の多くに法令違反が認められる。
- 本年7月1日から道路交通法の一部改正により、電動キックボード・自転車乗車中のヘルメット着用についての努力義務が課せられる新たな交通ルールが定められました。



「先が読める人生」「先が読めない人生」人には様々な人生、一生があります。

これから紹介する「服役者の手記」の交通事故の被害に遭った人は、残酷な解釈と表現ですが、自分が死亡した認識も無いままこの世を去ったと思います。

加害者は、無謀な運転の末には、とんでもない結果を招くことになるかも知れない。と言う認識を容易に持てたのではないのでしょうか。

被害者は、今日、自分が交通事故で死ぬかも知れない。危険な状態が出現すれば避けられる等の猶予も心構えも出来ない「先が読めない人生」だったと思います。

悲しすぎます。

(筆者 尾崎)

### 交通刑務所服役者の手記

## 「もう事故とは言わない」

会社員(26歳)

交通犯罪。この言葉を聞いたことがありますか？ 交通事故ではなく、殺人などと同じように許されない犯罪のことです。被害者からすれば、殺人でも事故だったとしても大切な人が奪われてしまうことには変わりはありません。絶対に許されない交通犯罪を私は起こしました。

○年○月。その日は、久しぶりに実家に帰ることにしていました。仕事を終えた後すぐにアパートを出る予定でしたが、仕事の疲れからいつの間にか寝てしまいました。母からのメールで起きた私は、慌てて「今から帰る」と返信し、車を走らせました。

予定より遅くなったこともあり、スピードをいつもより出していました。片側2車線の国道に入ると、さらにスピードを上げて走行しました。ふと真後ろにパトカーが現れました。

止まるように警告していたと思いますが、警察に追われたことがなかった私は怖くなり、路肩に寄せて止めるという当たり前のことができず、そのまま走り続けました。パトカーが加速して私の車に近づいて来ると、「パトカーから離れたい」という一心からアクセルを踏み込み、車を加速させました。

パトカーが離れていくのをサイドミラーで確認し、ようやく前方に注意を向けた私の目の前に車がありました。

「あっ」と思った瞬間には激しい音と衝撃があり、車は何回転もしながら止まりました。赤信号の交差点にブレーキすら掛けずに突っ込んでいたのです。

私は、体が動くのを確認すると、被害者の方が路上に倒れているのを見つけたので救護するため車から出ました。丁度、救急隊が駆けつけ、被害者の救護を始めたところでした。

救急隊員の「CPA(心肺停止)」と叫ぶ声と、ピクリとも動かない被害者を見て、自分が取り返しのつかないことを起こしてしまったことに気づき、

何とか助かってほしいと心から願いました。私は、祈ること以外何もできませんでした。

その後、私も病院へと搬送され、怪我の治療を終えた後、病室で事情聴取が始まりました。その時、警察の方から「相手の方が亡くなったぞ」と聞かされ、頭の中が一瞬で真っ白になりました。

私は、危険運転致死罪と道路交通法違反で懲役5年が確定しました。裁判中、保釈申請しましたが却下され、直接謝罪に行くことはできませんでした。手紙で裁判中に謝罪の言葉を伝えることができませんでした。それ以外には、自分では何もできませんでした。私の両親が月命日のたびにご遺族の所へ伺わせていただきました。

ある日「もう十分です」と言われました。「息子の分まで社会に貢献する生き方をしてほしい」とありがたい言葉をいただいたそうです。私は両親からその言葉を聞き、生きている限り精一杯の償いをしようと決めました。

事故から4年以上経過しました。直接謝罪ができる日も近づいてきました。しかし、ご遺族の方の、悲しみが一生続くことも忘れてはいけません。刑務所で学んだことの中に命の重みがあります。被害者は一人でも、その周りには何人もの繋がりがありません。そして、その分、人の命は重いものとなります。その重みを背負って加害者は一生責任を果たしていかななくてはなりません。

どうか交通事故を事故と思わないでください。自分や誰かの大切な人を奪う犯罪だということを認識して、交通ルールを守ってください。犯罪を犯せば多くのものを失います。事故を起こした後後悔しても遅すぎるのです。法を守り、大切な命を守ってください。

交通犯罪ゼロを目指し、これ以上悲しみを増やさないようにしてください。大切な人が笑顔で毎日過ごせる社会になるよう心より願っています。

## 安全運転管理者等による飲酒検知器による検知が始まります。 (令和5年12月1日から実施・内閣府令第62条)

令和4年4月1日以降、運転前後の運転者に対し、当該運転者の飲酒有無の状態を目視等で確認し、当該結果記録を1年間保存が義務づけされていた。

一方、アルコール検知器を用いての「検知器使用義務」については、当時のアルコール検知器の市場における同検知器の供給状況等から十分な量の入手が困難であった。

従って当分の間、検知器検査の義務化を適用しない暫定措置が執られた。

改正府令により、5年12月1日からアルコール検知器使用義務化規定を適用することとされました。

### 飲酒運転は犯罪! 懲役・罰金・行政処分

運転者が飲酒運転で検挙されれば警察の捜査が始まります。  
運転行為が無くても、車両提供・酒類の提供・同乗の事実があれば、  
刑事罰・行政罰が科せられます。

#### 1 車両等の提供禁止

飲酒運転することが分かりながら車両を提供すると、その行為で罰金や運転免許の行政処分が下記の表の処分が科せられます。(道路交通法65条第2項)

#### 2 酒類の提供禁止

運転するおそれのある者に種類の提供や飲酒をすすめてはならない。(道交法65条3項)

#### 3 同乗の禁止

運転者が酒気を帯びていることを知りながら車に乗せてくれるように要求または依頼して同乗してはならない(道交法65条第4項)



酒酔い運転 罰則	
運転者	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
車両の提供者	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
種類の提供者又は車両の同乗者	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転 罰則 (呼気中アルコール濃度0.25ミリグラム以上)	
運転者	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
車両等の提供者	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
種類の提供者・車両の同乗者	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

行政処分	
基礎点数	35点
免許取消し	欠格期間3年 (次の運転免許証を取得するには3年以降)

行政処分	
○呼気中0.15~0.25ミリグラム未満	基礎点数 13点 免許停止期間 90日
○呼気中0.25ミリグラム以上	基礎点数 25点 免許取消し 欠格期間2年



# 「ハンドルキーパー」運動推進中

平成18年から全日本交通安全協会が警察や関係機関団体の協力を得て「ハンドルキーパー」運動を推進しています。

同運動を推進し始めて約19年になり、同運動のマスコットも広く浸透しました。



ハンドルキーパー運動とは、

自動車で仲間と飲食店等に行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を予め決め、その人が仲間を自宅まで安全に送り届ける運動です。

## 最近のニュースから

### 「自転車違反に反則金」

警察庁は、自転車の交通違反に反則金を科す制度の導入を検討すると発表した。

導入には道路交通法の改正が必要で、警察庁は来年の通常国会への法案提出を視野に準備を進める。

#### 背景

悪質で危険な違反がある。歩道を高速で走り通行人に衝突するなど、歩行者との死傷事故が増加している。



## 警察のデーターから

### 自転車のヘルメット着用率

13都府県の警察署で調査した結果、全体の着用率は4%でした。

最も着用率の高かったのは

熊本県の7.8%

最も低かったのは

兵庫県の1.9%



東京は5.6% 大阪は2.4%

#### 都府県別の自転車用ヘルメットの着用率

(2023年2月~3月 警察庁調べ 順不同)

